

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第38号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成27年1月9日 16時33分ごろ
発生場所	石川県穴水町加賀田鼻南南西方沖 祖母ヶ浦港東防波堤灯台から真方位286°3,400m付近 （概位 北緯37°10.58′ 東経136°59.85′）
事故等調査の経過	平成27年4月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第6栄宝丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-12198（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、加賀田鼻南南西方沖の漁場に到着し、機関を微速力前進とした後、船長が左舷船尾部で底びき網漁の投網作業を開始した。</p> <p>船長は、投網作業開始直後、突風が吹いて本船と漁網とが離れ過ぎたことから、前進行きあしを止めようと思い、甲板員を呼んでクラッチレバーを中立にするよう指示した。</p> <p>本船は、甲板員がクラッチレバーの操作を行ったところ、同レバーが後進に入った状態となり、平成27年1月9日16時33分ごろ漁具のロープがプロペラに巻き付いて停船した。</p> <p>船長は、自力での航行を諦め、無線で僚船に救助を要請し、本船は、僚船によって石川県七尾市石崎漁港にえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 8、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5～2.0m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、左舷船尾部で投網作業中、突風が吹き、自らがクラッチレバーの操作を行うことができなかったため、甲板員に同レバーの操作を行わせた。</p> <p>甲板員は、機関の操縦経験がなかった。</p> <p>船長は、風が強かったため、機関が後進に入っていることに気付かなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、加賀田鼻南南西方沖の漁場において、底びき網漁の操業中、突風が吹いて本船と漁網とが離れたので、船長が、前進行きあしを止めようと思い、機関の操縦経験がない甲板員にクラッチレバーの操作を行わせた際、同レバーが後進に入ったことから、漁具のロープがプロペラに巻き付いて運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船尾で投網作業をしていたことから、機関の操縦経験がない甲板員にクラッチレバーの操作を行わせたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、加賀田鼻南南西方沖の漁場において、底びき網漁の操業中、突風が吹いて本船と漁網とが離れたので、船長が、前進行きあしを止めようと思い、機関の操縦経験がない甲板員にクラッチレバーの操作を行わせた際、同レバーが後進に入ったため、漁具のロープがプロペラに巻き付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関の操縦経験がない甲板員にクラッチレバーの操作を行わせる際は、分かりやすく説明すること。